

随意契約理由書

神戸市

件名	垂水処理場 東1・2号低段細目スクリーン改修
契約業者名	三菱化工機株式会社
随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第二号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 今回改修を行う東1・2号低段細目スクリーンは流入汚水中にある、ゴミを除去するための設備であり機能不全が発生した場合、市民生活に重大な影響を与えることになる。 本改修は、腐食・損傷が著しい部品の交換及び整備・調整を行うものである。 当該設備は三菱化工機株式会社により製造・据付され、本改修を行うためには製造会社しか知りえない技術資料および総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該設備の製造会社しか履行することができない。 以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター施設課 担当 福富 (電話番号 078-752-5017)